

乾杯は県産酒で！

くまもと県産酒で 乾杯条例

祝 制定!!
だモン

くまもと県産酒で乾杯条例

県産酒による乾杯の推進を通じて、県産酒の普及の促進と県民の協働を図り、もって本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを目指して、この条例が制定されました。

くまもと県産酒で乾杯条例の体系

前文

2019年の国際スポーツ大会を契機に、県産酒を県内外に広く発信するとともに、県産酒のコミュニケーションツールとしての機能を生かし、県民一人ひとりの絆を紡ぎながら、熊本地震からの創造的復興に取り組むことが重要。

県産酒による乾杯の推進を通じて、県産酒の普及の促進と県民の協働を図り、もって本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを目指して、この条例を制定。

目的(第1条)

県産酒による乾杯の推進を図り、もって本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与する

定義(第2条)

- ・ 県産酒は県内で製造された酒類と規定
- ・ 事業者は県内で製造し、販売し、提供する者と規定
(事業者：酒造メーカー、酒類の卸・小売事業者、酒類提供の飲食事業者)

事業者の役割(第4条)

- ・ 県産酒による乾杯推進の取組みを主体的に実施
- ・ 県の取組みへの協力、県民の参加が得られるよう創意工夫して実施

連携かつ協力し、県産酒による乾杯を推進

県の役割(第3条)

- ・ 総合的、主体的に取り組むとともに事業者の取組みを積極的に支援

県民の協力(第5条)

- ・ 県及び事業者が行う取組みに協力

運用上の配慮(第6条関係)

乾杯に関する個人の嗜好及び意思を尊重、アルコールによる諸問題に配慮するよう規定。

以下については県産酒の取扱に準ずるよう規定。

- ・ 本県産の原材料を使用して製造された酒類
- ・ 本県の認知度向上に資する取組の一環として製造された酒類